

令和7年度千葉市訪日外国人観光客向け市内周遊ツアー造成業務委託仕様書

1 業務委託名

令和7年度千葉市訪日外国人観光客向け市内周遊ツアー造成業務

2 業務の目的

千葉市の観光課題（認知度の向上、周遊性の拡大、域内連携の強化等）を解決するため、訪日外国人観光客からの注目度が高い千葉都市モノレールやご当地グルメを活用した着地型観光コンテンツを造成し、観光ツアープランとしてパッケージ化したものを商品化・販売することで、市内誘客及び経済波及効果の拡大を目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

4 履行場所

発注者が指定する場所

5 業務内容

観光庁補助事業で採択された「懸垂型モノレール営業距離世界最長！ギネス・ワールド・レコードのモノレールを活用した『空飛ぶ宴』による観光コンテンツ造成事業」の実施に際し、次の業務を提案すること。

（1）業務計画書の作成・進捗管理

業務内容、スケジュールを明記した業務計画書を作成し、定期的に進捗確認及び協議を行うとともに、議事録の作成を行うこと。

（2）観光コンテンツの造成・磨き上げ

下記記載のターゲット層を対象とした、事業内容①～④の要素を含む観光コンテンツ及び新たな企画を提案すること。コンテンツ提供事業者等による運営体制を構築し、意見交換会等を通じて観光コンテンツの造成及び磨き上げを実施すること。

【ターゲット層】

- ・メインターゲット：台湾・香港の訪日ヘビーリピーター
- ・サブターゲット：東南アジアの訪日リピーター

【事業内容】

「千葉開府 900 周年記念」(R8 年)と連動し、訪日外国人観光客ニーズに即した千葉都市モノレール×千葉の歴史ストーリーを展開

- ① 懸垂型モノレール世界最長の「千葉都市モノレール」を貸切り、千葉常胤ゆかりの「垺飯（おうばん）」※体験を提供
- ② 「千葉さんが」など地元食材を用いたご当地グルメや、県内酒造の銘酒を貸切車内で提供
- ③ 「アーティストバンクちば」登録アーティストによる生演奏
- ④ 徳川家康の鷹狩ゆかりの「御成街道」や「千葉城」での歴史体験（関東運輸局「江戸街道プロジェクト」と連携）

※「垺飯（おうばん）」千葉常胤が主催したとされる伝説の宴で、大盤振る舞いの語源ともなったとされる。

(3) モニターツアーの実施・検証

造成したコンテンツについては、モニターツアーを実施し、参加者へのアンケート調査等を通じて評価・検証を行い、報告書を作成すること。

また、参加モニターに対しては、ツアー体験記を SNS 等で発信するようフォローアップを行うこと。

モニターツアーの参加費は無償とすることを想定しているが、有償での提案も可とする。ただし、モニターツアーの原価は補助対象経費となるため、経費の二重取りとならないよう原価相当額を除いた額で販売すること。

【モニターツアー要件】

- ・開催回数：1 回以上
- ・受注者が招請する参加者数：15～20 人
- ・受注者が招請する参加者属性：外国人（在日外国人を含む）、訪日外国人誘致に知見を有する旅行業界関係者等

※上記とは別に、発注者が調整する 5 人程度の関係者の参加も考慮すること。

- ・手配内容：交通、食事、通訳ガイド等

(4) 観光コンテンツの商品化

モニターツアーの評価・検証結果を踏まえ、訪日外国人に訴求力が高く、かつ持続的に販売可能な観光コンテンツとして、商品化に向けた提案をすること。価格や販売方法、ターゲットに合わせた内容を検討し、具体的な提案を行うこと。

(5) 観光コンテンツの OTA サイト掲載等

販売促進につながるよう、商品化した観光コンテンツの紹介用 WEB ページを作成するとともに、商品化した観光コンテンツについて、OTA サイトへの掲載等を行い、販売を開始すること。

なお、商品化した観光コンテンツの販売代金には、本委託業務の経費を充てず、所定の旅行業務取扱料金を含んだ額を設定し、販売により得られた収入は受託者の収入とする。

(6) メディアを活用した情報発信

訪日外国人の利用頻度が高い SNS などのメディア等を活用し、ターゲット層（P2 に記載）に対して高い訴求力を持つ情報発信を行うこと。

(7) 実施報告

本業務完了時に、業務実績を記載した業務実施報告書を提出すること。業務の有効性を測定するため、本業務開始前に事業指標及び成果指標を設定し、自己評価結果を記載すること。

6 納品物

(1) 提出書類及び提出期限

ア 観光庁補助事業に係る提出書類

次の書類は発注者による内容確認を行うため、原則として当該期限の概ね 1 週間前までに提出すること。

提出書類	補助事業事務局提出期限
月次進捗報告書	令和 7 年 8 月 29 日（金） 令和 7 年 9 月 26 日（金） 令和 7 年 11 月 28 日（金） 令和 7 年 12 月 19 日（金） 令和 8 年 1 月 30 日（金）
中間報告書	令和 7 年 10 月 31 日（金）
観光コンテンツタリフ又は OTA 向け掲載情報票、最終報告書	観光庁補助事業において令和 8 年 1 月 16 日までの対応開始が推

	奨されているため、発注者と別途協議の上、提出期限を定める
--	------------------------------

イ その他の資料

提出書類	提出期限
作業計画書	契約締結後 1 4 日以内
商品化した観光コンテンツ造成 関連資料、モニターツアー関連資料、 情報発信関連資料	提案事項のため別途協議の上、定める
業務実施報告書	本業務完了時

(2) 提出方法

電子データ（CD-R等の電子媒体）による提出

(3) 納品先

千葉市経済農政局経済部観光プロモーション課

8 委託料

本事業の委託料の支払いは、業務完了検査に合格した後、一括払いとする。

9 留意事項

業務の遂行に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 受注者は、本業務実施に当たり、随時、発注者と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受注者は、本仕様書の解釈に疑義のある事項及び仕様書に定めのない事項は、事前に発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- (3) 受注者が本委託業務の遂行に当たり知り得た、発注者、参加企業等の情報及び個人情報の取扱いについては、法令に基づき厳重に管理を行い、本委託業務終了後も、他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。

また、それらの発注者、事業者等の情報及び個人情報の漏えいにより生じた損害については、すべて受注者の責任において処理すること。

- (4) 受注者が本委託業務の遂行に関連し第三者へ損害が発生した場合、その損害が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、受注者の責任においてその損害を賠償すること。

(5) 権利関係

ア 業務における成果及び納品物の一切の権利は発注者に属する。

イ 契約期間終了後、本仕様による成果及び納品物について、発注者が対外的な発表を行うこと、複製・翻訳・翻案・譲渡及び貸与することに関して、受注者は一切の異議を申し立てないこと。

ウ 受注者は、業務による成果及び納品物が、発注者以外の者の著作権・特許権・肖像権等の権利を侵害しないことを確認すること。